

(案)

第 6 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書
第 6 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(大隅森林計画区)

計画期間

自	令和	5	年	4	月	1	日
至	令和	10	年	3	月	31	日

九州森林管理局

(案)

第 6 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(大隅森林計画区)

計画期間

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 10 年 3 月 31 日

九 州 森 林 管 理 局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり^{もり}等^りの面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

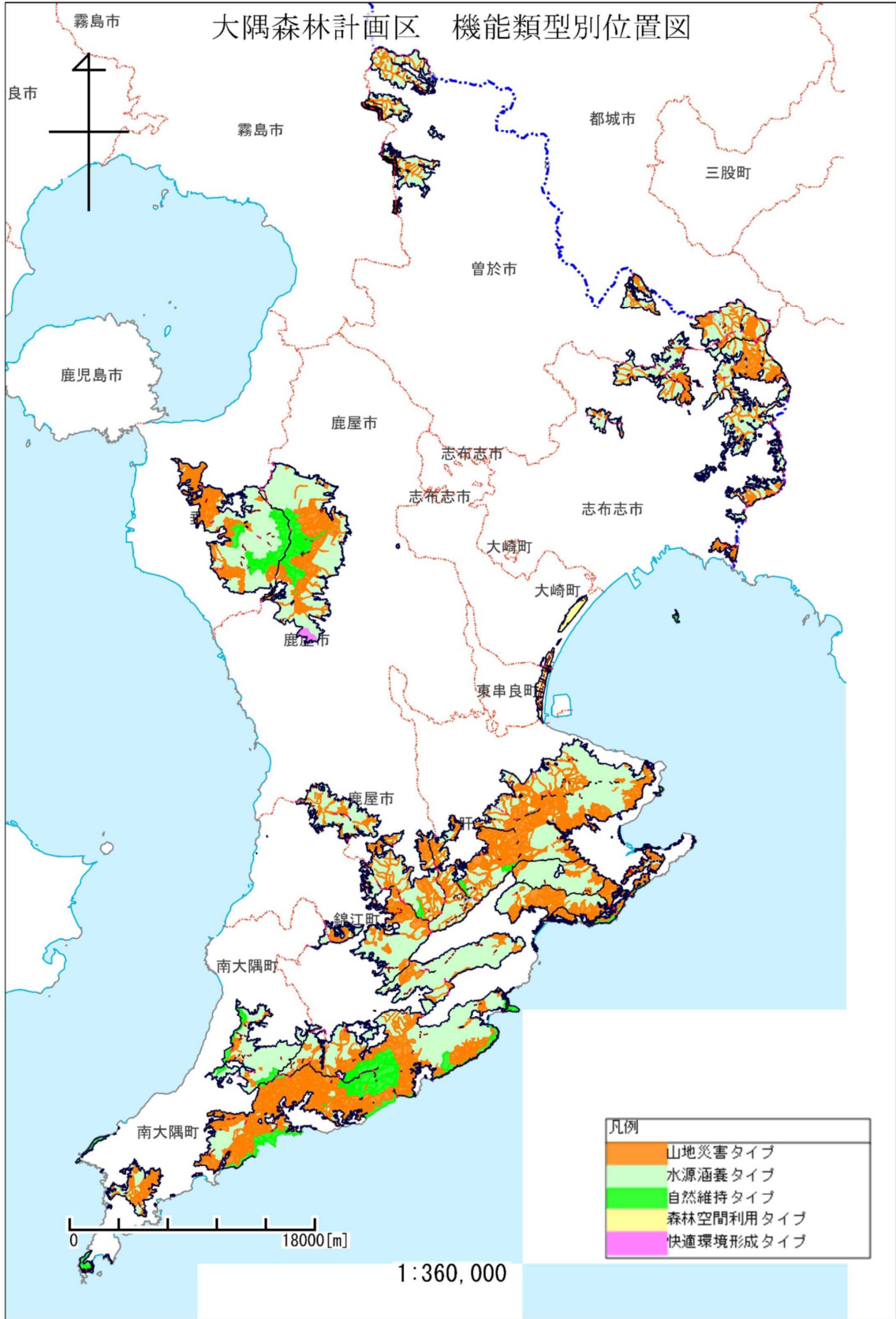
加えて、我が国では、多くの森林が利用可能な段階を迎える中で、民有林においては、森林の経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成31年4月から導入された。あわせて、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同年4月から一部が施行された。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林^{もり}」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献するための取組を進める。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の大隅森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

大隅森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行う。

大隅森林計画区 機能類型別位置図



目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	1
③	持続可能な森林経営の実施方向	2
④	政策課題への対応	3
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	4
①	機能類型ごとの管理経営の方向	4
②	地区ごとの管理経営の方向	5
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	8
①	林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及	8
②	林業事業体の育成	9
③	民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進	9
④	森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター） 等による技術支援	9
⑤	その他	9
(4)	主要事業の実施に関する事項	9
①	伐採総量	10
②	更新総量	10
③	保育総量	10
④	林道の開設及び改良の総量	10
(5)	その他必要な事項	10
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	10
(1)	巡視に関する事項	10
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	11
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	11
(4)	その他必要な事項	11
3	林産物の供給に関する事項	11
(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	11
(2)	その他必要な事項	12
4	国有林野の活用に関する事項	12
(1)	国有林野の活用の推進方針	12
(2)	国有林野の活用の具体的手法	12
(3)	その他必要な事項	12

5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	1 2
	(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	1 2
	(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	1 2
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	1 3
	(1) 国民参加の ^も り森林に関する事項	1 3
	(2) 分収林に関する事項	1 3
	(3) その他必要な事項	1 3
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1 3
	(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	1 3
	(2) 地域の振興に関する事項	1 3
	(3) その他必要な事項	1 3

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献することを基本方針とする。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、大隅森林計画区を管轄区域とする国有林野 48,885ha(不要存置林野 4haを含む。)であり、鹿児島県東部の大隅半島最南端から北部にかけて位置し、西部には、大笠柄岳(1,236m)を主峰とする高隈山系があり、北部は宮崎県境、霧島山系がある。東南部には、国見山(887m)を主峰とする国見山系や稲尾岳があり、太平洋に注ぐ安楽川や菱田川、鹿児島湾に注ぐ高須川、本城川等の河川の集水域である。

本計画区は、水源かん養保安林が全体の74%に達し、下流域の水瓶として重要な役割を担っているほか、渓谷豊かな森林景観、照葉樹の森など豊富な観光資源に恵まれていることから登山などの森林レクリエーション・保健休養の場として多くの人に利用されている。また、森林資源を利用した木材加工業等も地域の重要な産業である。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、大隅森林管理署が管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は48,881haで計画区全体の森林面積132,811haに対して37%を占めている。主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹はカシ類、シイ類、タブノキなどとなっている。

また、林相別に見ると針葉樹林18,704ha、針広混交林11,455ha、広葉樹林17,300haとなっている。

蓄積は13,081千 m^3 で計画区全体の蓄積39,350千 m^3 に対して33%を占めている。

人工林面積は29,206haで人工林率は62%となっている。森林の種類は、普通林が7,634haで16%、制限林が41,247haで84%となっている。なお、制限林の98%が保安林であり、そのうち水源かん養保安林が89%となっている。

○ 大隅森林計画区内の森林資源状況 (単位：ha、 m^3)

区 分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	29,206	18,254	1,422	48,881
蓄 積	9,413,912	3,666,214	710	13,080,836

注：合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

主要施策に係る前計画の計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積の主伐に関しては、契約林の公売が順調に推移したことから、計画量を達成した。一方、間伐に関しては林道が自然災害を受けたことによる一部実行の見合わせがあったこと等から計画量を下回る結果となった。

造林に関して、更新対象となった箇所から実施したが、伐採が計画期間の後半に集中し

たことなどにより今計画期間中の造林実行が少なくなり計画を下回る結果となった。
林道等の開設または改良に関して、台風等による被災箇所など計画以外の災害復旧事業を優先して実行する必要が生じたことや、入札の不調等により計画量を下回った。

○ 主要施策に係る計画量と実行量

項目	計画	実行
伐採立木材積	1,169,500 m ³	768,519 m ³
主伐	295,837 m ³	306,359 m ³
間伐	873,663 m ³	462,160 m ³
造林面積	631 ha	407 ha
人工造林	615 ha	407 ha
天然更新	17 ha	0 ha
林道等の開設又は改良	開設：63.9 km 改良：72箇所	開設：4.3 km 改良：23箇所

注：計画の臨時伐採量は主伐に含めた。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代から将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

I 生物多様性の保全	地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。
II 森林生態系の生産力の維持	森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。
III 森林生態系の健全性と活	外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連

力の維持	する主な施策として、松くい虫被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の増加により、被害防除及びシカの捕獲を推進する。
IV 土壌及び水資源の保全と維持	降雨に伴う侵食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。
V 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	地球温暖化防止に貢献するため、温室効果ガスの吸収源と位置づけることのできる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と炭素の貯蔵庫としての機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。
VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮に取り組むとともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。
VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、林業の成長産業化の実現に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

林業の成長産業化の実現に向けた取組としては、低コストで効率的な施業技術の普及、計画的な事業の発注や技術支援による林業事業者の育成、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定と取組の充実、市町村をはじめとする民有林関係者に対する技術的支援等に取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ
- ・快適環境形成タイプ
- ・水源涵養^{かん}タイプ

の機能類型区分を行い、重視すべき機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養 ^{かん} 機能維持 増進森林	山地災害 防止機能/ 土壌保全 機能維持 増進森林	快適環境 形成機能 維持増進 森林	保健機能 維持増進 森林
山地災害防止 タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養 ^{かん} タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営にあたっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の森林の自然条件や社会的条件を踏まえて適切に行う。なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化やニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的關係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好であり、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行う。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行う。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等地域住民の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行う。

オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行う。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮する。

② 地区ごとの管理経営の方向

ア 財部地区（1113～1126、1132～1137林班）

財部地区は都城盆地の西部に位置し、標高は主として500～600mであり全般に起伏も少なく大きな河川はないが、土砂崩壊防備保安林又は曾於市及び都城市の水源地として水源かん養保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 志布志地区（1109～1112、2101～2152林班）

志布志地区は、志布志湾の北方、安楽川の上・中流域一帯に位置しており、御在所岳（530m）を中心に志布志湾に対して南向きの一般に丘陵性の緩やかな地形を形成している。

この地区は、垂直的に暖帯性植生が分布しており、天然林はカシ類、イスノキ、シイ類等の広葉樹が主であるが、近年、人工林化が進み、スギ、ヒノキの人工林が大部分を占めている。これらの地域は土砂流出防備保安林又は水源かん養保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、志布志の沖合約4kmにある枇榔島は、魚つき保安林、日南海岸国定公園、天然記念物に指定された亜熱帯植物の宝庫であり学術的にも貴重な存在であり、厳正な管理の下に自然環境の維持を重視すべき森林であることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

ウ 平野地区（3002、3003、3005～3027、3029、3033～3050林班）

八山岳（659m）から荒西山（834m）、六郎館岳（754m）等の山々の北西～南西部（鹿児島湾側）に位置し標高200～800mの地区である。

地形は全体的に緩傾斜で、スギ、ヒノキの人工林であるが、地質的に不安定であるとともに、錦江町の水源地に位置しており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

荒西山一帯は、自然景観の維持や保健休養機能を重視すべき森林であり、更に緑の回廊にも設定されていることから「自然維持タイプ」又は「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

エ 大鹿倉地区（3051～3067、3069～3081林班）

稲尾岳（959m）から木場岳（891m）、辻岳（773m）に至る稜線より北側に位置する。

本地区は、稲尾岳を主峰として、南大隅町、錦江町の水源地として土砂流出防備保安林又は水源かん養保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、稲尾岳を中心として稲尾岳周辺森林生態系保護地域に設定されているとともに、稲尾岳天然記念物及び稲尾岳自然環境保全地域特別地区に指定されており、辻岳周辺の一部は霧島錦江湾国立公園に指定されているなど、自然環境の保全・形成を重視すべき森林であることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

オ 辺塚・伊座敷地区（3082、3083、3085、3092～3127、3130～3133林班）

稲尾岳から木場岳に至る分稜線より南側の地域であり、辺塚地区と大隅半島最南端の伊座敷地区に区分される。

辺塚地区は、太平洋に面した急傾斜地や断崖地が多く、風衝地であるとともに南大隅町の水源地に位置しており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

伊座敷地区は、一部に中生層の砂礫質の土壌が多く、表土も浅く乾燥しているため、山地災害防止機能を重視すべき森林であることから大半は「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

佐多岬及び一部の孤立団地については、ソテツ自生地・天然記念物や霧島錦江湾国立公園等に指定されている。また、稲尾岳の南西部に位置する洞河原地区には、タブノキの大径木が優占し、ヘツカラン、ナゴラン、オオタニワタリ等の着生植物が生育しており、「洞河原タブノキ等希少個体群保護林」に設定しており、自然環境の保全・形成を重視すべき

森林であることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

カ 高隈山地区（101～105、108～132、134～172林班）

一般に急峻な数個の高峰を連ね、およそ南北に主稜線を走らせる険峻な地形の地区である。

大笹柄岳（1,236m）、御岳（1,182m）、平岳（1,102m）、横岳（1,094m）等の高隈山の主座が連なる稜線部標高 500m以上の地域は保健保安林、高隈山県立自然公園に指定され、イスノキ、モミ、アカマツが 10～15%の混合歩合で温暖帯林の常緑広葉樹林内に分布し、また、ブナが 2～5%程度で冷温帯林の落葉広葉樹林内に分布しており南限植物も多く、遺伝的な多様性を保存するうえでも重要な箇所であるため「高隈山生物群集保護林」に設定されている。また、本城川上流の猿ヶ城溪谷及び串良川上流の高隈溪谷の周辺については、一部保健保安林、高隈山県立自然公園第 1 種特別地域に指定され、自然環境の保全・形成を重視すべき森林であることから「自然維持タイプ」又は「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

垂水地域、鹿屋地域及び高隈ダム上流域の中腹部等には、浸食の進んだ谷、山腹崩壊等も見られること、水源かん養保安林に指定されていることから山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

鳴之尾地域は、祓川地域の中腹以下については、急斜地で崩壊が見られること、水源かん養保安林に指定されていることから山地災害防止機能や水源涵養機能を重視した「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

142 林班の山麓部は、居住環境を良好な状態に保全する機能を重視すべき森林であることから「快適環境形成タイプ」に区分して管理経営を行う。

キ 国見山地区（2～8、10～27、29～79林班）

北西部に鹿屋盆地と志布志湾を丘陵性の平原をはさんで高隈山塊と相対し、島しょ状の大隅半島山系と呼ばれる山塊の北ないし西斜面に広がる地区である。

19 林班の一部はイスノキの遺伝資源の保護のため「神野イスノキ遺伝資源希少個体群保護林」に設定、また、42 林班にはスダジイ等の巨木や九州南部を北限とする南方系の種も生育し、「高野スダジイ等希少個体群保護林」に設定されており、自然環境の保全・形成を重視すべき森林であることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

志布志湾に面した松林は、防風、潮害防備及び保健保安林に指定されており、生活環境の保全及び保健休養機能を重視すべき森林であることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

甫与志岳、国見山、高崎の脊梁山脈にあたる区域及び高山川、始良川・苫野川の上流については、地形も比較的急峻であり山腹崩壊等も見られ山地災害防止機能を重視すべき森林であり、また、肝付町等の水源地に位置しており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ク 国見平地区（1001～1040、1042～1044林班）

国見山から甫与志岳に連なる山地の東側を流れる広瀬川・小田川流域に位置し、下流部

に住宅地がある国見平国有林は、山地災害防止機能を重視すべき森林であるとともに、内之浦地域の水源地となっており、水源涵養機能の発揮を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

内之浦湾の海岸部は、大隅南部県立自然公園等に指定されており、自然環境の保全・形成を重視すべき森林であることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

ケ 牧地区（1045～1057、1059～1068林班）

甫与志岳から荒西山に連なる山地の東側を流れる久保田川流域に位置している。蒲生ヶ迫・小山田国有林は、国道448号及び集落の上流域に位置し、地形が急峻であり、山地災害防止機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。牧国有林は土砂流出防備保安林又は水源かん養保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

大隅海峡の海岸部は、大隅南部県立自然公園等に指定されており、自然環境の保全・形成を重視すべき森林であることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

コ 山添地区（1069～1089林班）

稲尾岳、四坂岳から東側を流れる谷川・大浦川流域に位置し、太平洋に面し地形も急峻である。下流集落の水源地として水源涵養機能を重視すべき森林であることから大半は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

山添国有林は、稲尾岳山頂付近全域が稲尾岳周辺森林生態系保護地域に、観音平地域の一部が山添タブノキ等遺伝資源希少個体群保護林に設定されており、自然環境の保全・形成を重視すべき森林であることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

（3）森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組む。

特に、民有林においては、森林経営管理制度が導入されたことから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

また、これらを通じて、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等による林業及び木材産業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努める。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努め、特に、特定母樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術の開発・実証と定着を図る。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図る。

② 林業事業体の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業体への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業体の育成に努める。あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。

さらに、流域で生産された木材の利用促進、木材の安定供給システム販売の推進及びニーズに応じた安定供給ができるよう木材需給情報の交換に努める。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施、民有林材との協調出荷等に努める。

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

現地研修会の実施や研修フィールドの提供、森林総合監理士（フォレスター）の育成等を通じて、民有林の人材育成支援に努める。また、県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む。

⑤ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら多様で健全な森林の整備・保全を推進する。なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る。

更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組む。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう計画的に整備する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成を図る。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
本 計 画	316,379	781,798 (9,833)	83,554	1,181,731
前 計 画	249,681	873,663 (9,709)	46,156	1,169,500

注：() は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	683	1	684
前 計 画	615	17	631

注：四捨五入の関係で計は一致しない。

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下刈	つる切	除伐	ぼう芽整理
本 計 画	2,407	114	172	—
前 計 画	2,474	363	316	5

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	総延長 (m)	箇所数	総延長 (m)
数 量	22	38,500	182	43,600

(5) その他必要な事項

該当なし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区には国立公園等が指定されており、また、レクリエーションを目的とした森林への入込利用者が多く、特に、春季は山菜採りのシーズンと乾燥期、季節風等が重なり、山火事発生の危険が増大する。このため、地元住民及び地元市町村等と連携を密にして山

火事防止のPR、啓発活動を行うとともに森林保全巡視を強化し、山火事等の未然防止に万全を期する。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努める。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

特に松くい虫被害については、適切な防除により被害の防止に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図るうえで重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進する。

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源涵養^{かん}の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努める。

深刻化しているニホンジカなどの野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、被害状況の把握に努め、その結果を踏まえて、防護柵の設置等の防除活動や、地元行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所有者等との協力による計画的な捕獲等を総合的かつ効果的に推進する。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進する。

尾根筋や溪流沿い等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材の計画的・安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資するため、需要先と事前に協定を締結し、その協定に基づき計画的に丸太を供給する安定供給システム販売に取り組む。

さらに、民有林・国有林が連携しつつ合理的な販売・流通体制の確立を目指し、国産材の需要・販路の拡大に努める。

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムによる木材生産やニーズに応じた安定供給に努める。

また、庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において、木材利用の促進に取り組む。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用にあたっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮し、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進する。

本計画区内の北東に位置する日南海岸国定公園、南に位置する霧島錦江湾国立公園等が都市部からも比較的近く、温泉、キャンプ場、渓谷、豊かな自然景観など豊富な観光資源に恵まれていることからハイキング、登山など森林を利用したレクリエーション・保健休養の場として多くの人々に利用されている。今後もこうした地理的条件を活かした産業の振興等を通じ、魅力ある地域づくりを進めていく必要がある。このため、近隣市町村からの来訪者の増加に対応した農林水産物の生産加工体制の整備等地域における産業の振興に資する国有林野の活用を積極的に推進する

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用にあたり、道路等の公用・公共用地等については貸付又は売払い等による。また、水源林造成等については分収林制度を積極的に活用する。

(3) その他必要な事項

該当なし。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮する国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼしたり、外来樹種の繁殖等が国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このような場合、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来樹種の駆除等を民有林野と一体的に行い、民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用を努める。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結にあたっては、民有林野の森林所有者等にも原則として

相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進する。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努める。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進する。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能の発揮を行うよう努める。

名 称	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
たかくまふれあいの森	4.30	153 か

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行う。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努める。

また、その際には次の点に留意する。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(3) その他必要な事項

該当なし。

第6次国有林野施業実施計画書（案）

（大隅森林計画区）

計画期間

自	令和5年4月1日
至	令和10年3月31日

九州森林管理局

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの 伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(1)	伐採造林計画簿	1
(2)	水源涵養タイプにおける施業群別面積等	1
(3)	水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	2
(4)	伐採総量	3
(5)	更新総量	4
(6)	保育総量	5
3	林道の整備に関する事項	5
4	治山に関する事項	9
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	10
(1)	保護林の名称及び区域	10
(2)	緑の回廊の名称及び区域	13
6	樹木採取区の名称、所在地及び面積	13
7	レクリエーションの森の名称及び区域	14
8	公益的機能維持増進協定の名称及び区域	14
9	その他必要な事項	15
(1)	施業指標林、試験地等	15
(2)	フィールドの提供	15
(3)	森林共同施業団地	15
(4)	その他	16

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源涵養^{かん}タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群	面積	取扱いの内容	伐期齢等	
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	3,610.84	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 50 ヒノキ 55
	スギ長伐期	12,033.81	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70
	ヒノキ長伐期	4,349.00	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	80
	アカマツ長伐期	1.25	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	80
	ケヤキ長伐期	4.63	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	150
	その他人工林	75.83	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60
	保護樹帯	1,695.59	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	775.25	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	スギ 80 ヒノキ 85
	天然林	0.56	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	60上
	天然林長伐期	1,197.89	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	4,040.73	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35
	しいたけ原木	550.78	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	20
施業群設定外	1.13			
合計	28,337.29			

(3) 水源涵養^{かん}タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位 ha)

施 業 群	上 限 伐 採 面 積	備 考
通 常 伐 期 施 業	378	スギ・ヒノキ普通伐期
		しいたけ原木
長 伐 期 施 業	1,170	スギ長伐期
		ヒノキ長伐期
		アカマツ長伐期
		ケヤキ長伐期
複 層 林 施 業	96	スギ・ヒノキ複層林
天 然 林 ・ そ の 他 施 業	1,001	その他人工林
		保護樹帯
		天然林
		天然林長伐期
		天然林広葉樹

(4) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	林 地					林地以外	合 計	
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐 採 量	計			
山地災害防止タイプ	—	190,716 (2,613)	190,716					
自然維持タイプ	—	7,379 (123)	7,379					
森林空間利用タイプ	—	164 (5)	164					
快適環境形成タイプ	—	81 (1)	81					
水源涵養タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	276,202	994					277,196
	スギ・ヒノキ複層林	33,574	4,670					38,244
	スギ長伐期	6,603	422,965					429,568
	ヒノキ長伐期	—	154,811					154,811
	計	316,379	583,440 (7,091)					899,819
合 計	316,379	781,780 (9,832)	1,098,159					83,841
年 平 均	63,276	156,356 (1,966)	219,632	16,768	236,400	—	236,400	

注1 () は間伐面積である。

2 四捨五入の関係で計と内訳の合計が一致しないことがある。

(再掲) 市町村別内訳

(単位 m³)

市 町 村 名	林 地					林地以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐 採 量	計		
鹿 屋 市	65,189	76,168	141,357				
垂 水 市	5,548	79,986	85,534				
曾 於 市	52,466	104,728	157,194				
志 布 志 市	54,475	81,235	135,710				
錦 江 町	33,784	100,596	134,380				
南 大 隅 町	4,610	115,365	119,975				
肝 付 町	100,307	223,702	324,009				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位 ha)

区 分		山地災害 防止タイプ [○]	自然維持 タイプ [○]	森林空間 利用タイプ [○]	快適環境 形成タイプ [○]	水源涵養 タイプ [○]	合 計
人 工 造 林	単層林 造 成	—	—	—	—	623.42	623.42
	複層林 造 成	—	—	—	—	59.28	59.28
	計	—	—	—	—	682.70	682.70
天 然 更 新	天然下種 第 1 類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第 2 類	—	—	—	—	0.99	0.99
	ぼう芽	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	0.99	0.99
合 計		—	—	—	—	683.69	—

(6) 保育総量

(単位 ha)

区分	山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合計
保育	下刈	—	—	—	2,407.04	2,407.04
	つる切	—	—	—	113.89	113.89
	除伐	9.93	—	1.61	160.41	171.95
	ぼう芽整理	—	—	—	—	—
	計	9.93	—	1.61	—	2,681.34

3 林道の整備に関する事項

基幹・ その他別	開設・ 改良別	路線名	箇所（林班）	延長 （m）	備考
その他	開設	大川原1119林道	1119	2,200	
		瓶台1117林道	1117、1118、1122	2,500	
		伊良ヶ谷第一支線	1134	1,800	
		大峯1120林道	1120	400	
		光石104林道	104	2,600	
		大浦145林道	145	2,300	
		吾平2林道	2、3	900	
		高野52林道	51、52	900	
		立谷31林道	31	800	
		立谷32林道	32	800	
		立谷37林道	37	2,000	
		山下野153林道	153、154	1,800	
		猪ノ山3018林道	3017、3018	1,700	
		平野林道21支線	3026、3027	1,900	
		大鹿倉3078林道	3076、3077	1,000	
		大鹿倉3080林道	3080	2,100	
		国見平1004林道	1005～1007	2,000	
		小山田1031林道	1031、1032、1048	1,000	
		中間2124林道	2130、2131	3,600	
		霧岳2103林道	2102、2103	3,400	
基幹		山田平林道山田平支線	55、56	1,700	
		日平（飯ヶ谷）林道	72、73	1,100	

基幹・ その他別	開設・ 改良別	路 線 名	箇所（林班）	延 長 （ m ）	備 考
その他	改良	第二瓶台林道	1114	500	一般改良・舗装
		瓶台林道	1115、1116	500	一般改良・舗装
		大良林道木和田支線	1125	1,000	一般改良・舗装
		粟谷林道	1132	500	一般改良・舗装
		伊良ヶ谷第1支線	1134	400	一般改良・舗装
		小土野林道	1135	500	一般改良・舗装
		猿ヶ城林道	119、128	1,000	一般改良・舗装
		通山林道	102	200	一般改良・舗装
		地寄林道171支線	170、171	500	一般改良・舗装
		山下野林道	152	500	舗装
		小籠柄林道	150	500	一般改良・舗装
		祓川林道	148	500	一般改良・舗装
		大浦林道	142	500	一般改良・舗装
		立谷林道	31	500	一般改良・舗装
		甫与志林道	39～41	300	一般改良・舗装
		東岳林道	22、24	200	一般改良
		重岳林道37支線	3035	500	一般改良
		大鹿倉3078林道	3077、3078	300	一般改良・舗装
		辻岳林道	3078	300	一般改良・舗装
		洞河原林道	3115、3117	300	一般改良・舗装
		打詰林道	3117、3118	500	一般改良・舗装
		観音平林道79支線	1076	500	一般改良・舗装
		山添林道	1087	200	一般改良
		国見平1004林道	1004、1005	200	一般改良
		津房林道3支線	1003	200	一般改良
		国見平林道23支線	1022、1023	200	一般改良
		中間2128林道	2125、2126、2128	500	一般改良
		中川内林道127支線	2126、2127	200	一般改良
		花房林道116支線	2116	300	一般改良・舗装
		四浦林道145支線	2144、2145	1,000	一般改良・舗装
		四浦林道135支線	2135	100	一般改良・舗装
		二本松林道121支線	2121、2122	300	一般改良・舗装
		中間2124林道	2124、2131	200	一般改良

基幹・ その他別	開設・ 改良別	路 線 名	箇所（林班）	延 長 （ m ）	備 考
その他	改良	四浦林道137支線	2119、2137	700	一般改良・舗装
		宮田山林道	2107	500	一般改良・舗装
		前目林道	民地	100	永久橋
		平野林道21支線	3021	100	一般改良・舗装
		その他改良計		15,300	71箇所
基幹	改良	吉ヶ谷林道	1122	1,000	一般改良・舗装
		伊良ヶ谷林道	1133	500	一般改良・舗装
		大野原林道	111、116、120、121、 128、129	1,000	一般改良・舗装
		白山林道	122、123、126、130、131	1,000	一般改良・舗装
		高塚林道	131、132	1,000	一般改良・舗装
		地寄林道	167、168、172	2,000	一般改良・舗装
		地寄(大笹柄)林道	162	1,000	一般改良・舗装
		大笹柄林道	157、161、162	2,000	一般改良・舗装
		峰越連絡高隈線林道	147、148	500	一般改良・舗装
		鳴之尾林道	138、139	500	一般改良・舗装
		岩屋林道	47	500	一般改良・舗装
		二股林道	42	300	一般改良・舗装
		大川林道	18、19、21	200	一般改良
		大川林道18支線	18	100	一般改良
		金山林道	12、13	100	一般改良
		平野林道	3014、3015	300	舗装
		荒西林道	1063～1066、3033、 3034	1,000	舗装
		内之牧林道	3043、3044	500	舗装
		大鹿倉林道	3064、3065	300	一般改良・舗装
		佐田林道	3107、3109、3110	1,000	一般改良・舗装
		大中尾林道	3092、3095	200	一般改良・舗装
		荒西林道牧支線	1061、1062	500	一般改良・舗装
		荒西林道65支線	1065、1066	500	一般改良・舗装
		六郎館林道	1072	500	一般改良・舗装
		観音平林道	1077～1079	1,000	一般改良・舗装
		日平(飯ヶ谷)林道	77、1001	1,000	一般改良・舗装
		津房林道	1002	1,000	舗装
		峰越連絡落平林道国見線	1015、1016	500	一般改良・舗装

基幹・ その他別 基幹	開設・ 改良別	路 線 名	箇所（林班）	延 長 （ m ）	備 考
	改良	国見平林道	1019、1022	500	一般改良・舗装
		大谷添林道	1031、1033、1034	1,000	一般改良・舗装
		小山田林道	1048、1049	1,000	一般改良・舗装
		美濃林道	1037	300	一般改良
		日平林道	65～69、71	500	一般改良・舗装
		日平窪野林道	64、65	300	一般改良・舗装
		山田平林道山田平支線	55	100	一般改良・舗装
		山田平林道	55	300	一般改良・舗装
		馬庭林道	2129、2130	700	舗装
		和田林道	2128	500	一般改良・舗装
		中川内林道	2126	100	一般改良
		大川内林道	2149	100	一般改良
		花房林道	2117～2119	500	一般改良・舗装
		四浦林道	2141、2143、2144	1,000	一般改良・舗装
		二本松林道	2133、2134	1,000	一般改良・舗装
		吉原林道	2116	200	一般改良・永久橋
		尾野見林道	2109	200	一般改良
		基幹改良計		28,300	111箇所
計	開設			38,500	22路線
	改良			43,600	182箇所

4 治山に関する事項

位 置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量 (箇所数又は面積)
10～12、14～17、21、23～27、29、31～34、 42、44、46～49、51、57、63、68、69、74、75、 78、79、101～103、112～114、117～121、 123～132、138、142、143、145～147、149、 154、157、159～162、165、1006、1011、 1016、1020、1022、1025、1051～1057、 1060～1062、1065～1070、1115～1117、 1124、1133、1134、2112、2117～2119、 2121、2122、2125、2127、2128、2130、2135 ～2137、2138、2144、3002、3003、3005～ 3007、3010～3012、3016～3019、3025、 3026、3066、3070、3074、3114～3117	保安林整備	本数調整伐	1,708ha
26、43、44、55、71、72、74～76、122～124、 131、132、142、144～149、154、156、165、 169、170、172、1029、1034、1053、1115、 1133、2103、2108、2115、2119、2120、 2129、2131、2143、2147、3017、3043、3126	保全施設	溪間工	51箇所
46、102、112、113、122、123、132、138、163 ～165、168、170、172、1119、1134、2105、 2119、2121、2130、2131、2134、2147～ 2149	保全施設	山腹工	24箇所
1007、1059、3132	保全施設	その他	3箇所
計	保安林整備		1,708ha
	保全施設		78箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名称	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等	備考
森林生態系保護地域	稲尾岳周辺	1,045.48 (内訳) 保存地区 456.91 保全利用地区 588.57	保存地区 1085ほ、1086な、1087ぬ、 1088め、1089つ、ね、3051と、 3052ほ、3053つ、3054か、よ、 た、3055わ、わ2、か、か1、よ、 3120に、ほ、3121の、お、く、 3122ろ、は～ほ、へ、3123な 保全利用地区 1085に、に1、ち、1086わ、ね、 ね1、1087へ、と～り、1088 そ、ふ、ふ1、こ～ゆ、1089か ～そ、ね1、3050は、に2、3051 ほ、へ、と1、ち～る、3052は ～に、へ、へ2、3053ぬ～そ、 ね、3054わ1、わ2、か1、か2、 た1、れ、3055る、わ1、わ3、か 2～か5、た、ロ、3056り、り1、 る、3115り、ぬ1、お、3117こ、 き～め、3119い～い3、う、 こ、え、3120い～は4、に1、へ ～ち、3121う、の1、く2、3122 い、ろ1、ほ1、ほ2、へ1、3123 ぬ、よ～そ、ら	大隅半島の南部、肝 属山地の最南部、起伏 量の大きい各尾根が連 なる総称の稲尾岳にあ り、低標高(200m)から 稜線部の高標高(930 m)に垂直分布すると ともに、太平洋に面し 半島等特殊な環境下 にある日本を代表する原 生的な照葉樹林であ る。これら原生的な照 葉樹林基盤に、多くの 植物相、動物相がそれ ぞれの相互作用によっ て成りたっている森林 生態系の保存のため設 定	
計	1箇所	1,045.48			
生物群集保護林	高隈山	1,176.31	116ほ、へ、ぬ、117か、か2～ れ、118と～り、ぬ1、119へ、 と、120は～に、121は、に、 124と、ち、126に2、ほ4～と、 ち2～ぬ、127と1、ち3～り、 128へ5～ち、129ほ6～と、 135と、と1、136に、へ、137ぬ 11、ぬ12、る、わ、138か、か1、 よ、た～そ、139へ、ぬ、ロ、 146ぬ、ぬ1、ロ、147わ、わ1、 ロ、148わ、わ1、ロ～ニ、149 わ、155ろ、に、156に～へ、 158い、159い～よ、イ、160い ～へ、161へ6～へ8、ち、162 り3、る～わ、169ち1～ぬ、る 1	大隅半島の中部に位 置し、長期に渡って他 地域と隔離状態が続い ていた概ね標高600m以 上の比較的標高の高い 区域からなり、過去の 氷期の温帯性植物が温 暖化に伴ってアカガシ 等暖温帯植生の中に退 避して隔離・遺存し、 ブナ、ミズナラなど冷 温帯落葉広葉樹、ゴヨ ウマツ、イチイ等冷温 帯針葉樹とともに点在 的に生育する。これら の原生的な植生を基盤 に、多くの動植物が生 息・生育し、このよう な遺伝的多様性を保存 するため設定	
計	1箇所	1,176.31			

種類	名称	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等	備考
希少 個体群 保護林	神野イスノキ 遺伝資源	50.88	19は4～ほ	<p>肝属川の支流始良川の源流部に位置し、林相はイスノキを主体にモミ、カシ類、シイ類等から成るおよそ林齢170年以上の天然林から成り、イスノキ及びイスノキ群落を構成する種の保護・管理のほか、イスノキ樹種の遺伝資源の保存のため設定</p> <p>また、大隅半島における生物多様性の確保のため、大隅半島緑の回廊によって稲尾岳森林生態系保護地域や山添タブノキ等遺伝資源希少個体群保護林と連結</p>	
	山添タブノキ 等遺伝資源	69.11	1081ふ1、こ	<p>肝属山地の稲尾岳の西に位置し、太平洋を望む南斜面に分布する樹齢150年生以上の天然林から成り、タブノキ、イスノキ、マテバシイ、スタジイ及びこれらが生育するイスノキ-ウラジロガシ群集及びタブノキ群落を構成する種の保護・管理のため設定</p> <p>また、大隅半島における生物多様性の確保のため、大隅半島緑の回廊によって稲尾岳森林生態系保護地域や神野イスノキ遺伝資源希少個体群保護林と連結</p>	
	洞河原タブノ キ等	20.82	3116に、ほ、か、の1、お	<p>肝属山地の太平洋に面する南大隅町辺塚地域に位置し、タブノキの大径木が占有するとともに、ヘツカラン・ナゴラン・オオタニワタリ等の南方系の着床植物が多く生育するサシアブミータブノキ群集を構成する種の保護・管理のため設定</p>	

種類	名称	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等	備考
希少 個体群 保護林	高野スダジイ 等	33.92	42ち、ち1、り2、ぬ1	肝属山地の肝付町内 高山川右岸側斜面に位 置し、スダジイ、タブ ノキ、イスノキ等の巨 木とともに、九州南部 を北限とする南方系の 種も多く生育している イスノキーウラジロガ シ群集を構成する種の 保護・管理のため設定	
計	4箇所	174.73			
合計	6箇所	2,396.52			

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名称	延長 (km)	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等	備考
大隅半島緑の回廊	22	1,394.04	21り、ぬ、る、わ3、36は、に1、 ロ、38に2、ほ1、1066ほ1、ち 1、る、わ、1067は1、は3、は6、 は7、に～へ、と1、1068ち、り 1～く、ロ、ハ、1075と2、ち、 ぬ、る、わ1～か、ハ、ニ、1082 ぬ～わ、か1、よ、ロ、1083ろ 1、に～へ、ぬ～か、れ1、れ2、 つ～う、1084ろ、に～へ、と1 ～と3、り、ホ、1085い、へ、 と、ち2、ち4、1086ち～り、 る、わ2～つ、ら、ハ、1087に1 ～ほ1、へ1、3014は2、3015に ～へ、と1、3023に1、に2、ほ 1、へ、と1、と3～ち、り1、 3024い1、ろ1～と、ち1～り、 3027と2～る、か2、よ1、む1、 ロ、3029お1～や、め、み、 3034ほ～り1、ぬ2、る、ハ、 3035ね、な1、ロ、3037へ、と、 ち1、ロ、ハ、3038ろ1～ろ3、 は1、へ6、と、ぬ～る、る2、 ロ、3039は、は3、と～り2、ぬ 2、る～た1、ロ、3040い～へ 1、と2～ぬ、ロ、3041い2～ り、3042は～ほ1、へ1、3043 よ～ね、な1～な4、ら、3044 ぬ、る1、3045る～か、よ2、よ 4、3048ち、り1	稲尾岳周辺森林生態系保護地域と神野イスノキ遺伝資源希少個体群保護林及び山添タブノキ等遺伝資源希少個体群保護林を連結することにより、森林の連続性を確保し森林生態系の一層の保護・保全を図り、野生動植物の相互交流に資するなど生物多様性の観点から、より広範囲で効果的な森林生態系の保全を目的として設定	
合計	22	1,394.04			

6 樹木採取区の名称、所在地及び面積

名称	所在地 (林小班)	面積 (ha)	備考
該当なし			

7 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名 称	面積 (ha)	位 置 (林 小 班)	選定理由	施業方法	既 存 施 設 の 概 要	施設 整備	備考
自然休養林	該当なし							
計	箇所	—						
風景林	該当なし							
計	箇所	—						
森林スポーツ	該当なし							
計	箇所	—						
野外地域スポーツ	該当なし							
計	箇所	—						
風致探勝林	該当なし							
計	箇所	—						
合計	箇所	—						

8 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名 称	区 域 (林 小 班)	面 積 (ha)	森 林 施 業 の 種 類	林 道 の 開 設 等	設 定 年 及 び 有 効 期 限	備 考
該当なし	民					
	国					
合 計	民					
	国					

9 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種類	名称	設定年度	面積 (ha)	位置 (林小班)	備考
試験地	スギ成長試験	H14	1.44	1136わ	スギ
次代検定林	九熊本第4号(第2試験地)	S44	0.72	1024こ、え	スギ
	九熊本第18号	S46	1.50	42り1	スギ
	九熊本第65号	S53	1.50	43ろ4	スギ
	九熊本第84号	S57	1.50	3056と1	ヒノキ
	九熊本第91号	S59	1.50	1064れ	スギ
	九熊本第92号	S59	1.50	3060い2	ヒノキ
	九熊本第103号	S63	1.00	2122る1	スギ
	九熊本第112号	H2	0.50	1133た1	ヒノキ
	九熊本第128号	H6	0.69	148ち3	スギ
	九熊本第130号	H7	0.66	3023と5	スギ
	九熊本第135号	H8	0.55	35ろ1	スギ
施業指標林	間伐施業指標林	S61	1.10	3033は	スギ
	複層林施業指標林	H元	3.80	1022と1	スギ
品種別展示林	精英樹クローン	S43	2.20	1046へ	スギ
森林施業モデル林	蛭子田潮害防備モデル林	H12	4.05	79と	マツ

(2) フィールドの提供

対象地 (林小班)	設定の目的	備考
153か	遊々の森 (たかくまふれあいの森)	平成26年3月20日協定 鹿屋市教育委員会

(3) 森林共同施業団地

名称	対象地 (林小班)	面積 (ha)	協定の概要
肝付町北方地域森林整備推進協定	民	499	路網の整備 間伐の方法 間伐材の販売等
	国	3,065	
肝付町岸良地域森林整備推進協定	民	2,800	路網の整備 間伐の方法 間伐材の販売等
	国	3,945	
鹿屋市豊かな森林づくり推進協定	民	3,077	路網の整備 間伐の方法 間伐材の販売等
	国	2,562	
合計	民	6,376	3箇所
	国	9,572	

(4) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位 置 (林 小 班)	面積 (ha)	施 業 方 法
27ろ 78い～は 79い～ろ、ほ～る、か～よ1 113い2 114ろ	366.03	育成複層林へ導くための施業
27い、は 39れ1 78は1 79は、に、わ 153か 3029や 3034ち 3049り、わ	45.55	天然生林へ導くための施業
37イ～ニ 78イ～ニ 79イ～ハ 3029ロ 3034ロ 3049ロ	15.06	林地以外の土地
計	426.64	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。